

少第 770 号
平成 19 年 12 月 20 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年相談アドバイザーの運用に関する要綱の制定について（通達）

少年相談アドバイザーについては、「少年相談アドバイザーの運用に関する要綱」（平成 14 年 12 月 26 日付け少第 1133 号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、岐阜県少年警察活動規程（平成 19 年岐阜県警察訓令第 40 号）の制定に伴い、新たに別添のとおり「少年相談アドバイザーの運用に関する要綱」を定め、平成 19 年 12 月 20 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

少年相談アドバイザーの運用に関する要綱

1 目的

この要綱は、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）第4条に規定する少年相談アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

アドバイザーとは、少年非行及び少年相談に関する知識・経験を有する者で、少年の非行防止、いじめ問題等少年相談の処理に関する活動等を行う特別職の地方公務員をいう。

3 任用等

アドバイザーの任命、解任、報酬その他の勤務条件は、「岐阜県警察会計年度任用職員設置要綱」（令和2年3月30日付け務第287号）に定めるところによる。

4 配置

アドバイザーは、警察本部長の指定する所属（以下「所属」という。）に配置するものとする。

5 職務

アドバイザーは、所属の長の指揮監督の下に、次の職務を行う。

- (1) 少年相談の受理及び処理に関すること。
- (2) 繙続補導に関すること。
- (3) 被害少年に対する継続的な支援に関すること。
- (4) 少年相談の調査及び分析に関すること。
- (5) 各種相談機関との連携に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

6 遵守事項

アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特別な権限を付与されたものではないことを十分認識し、捜査活動に及ぶなど業務の範囲を逸脱しないようにすること。
- (2) さ細な相談についても、誠意を持って親切かつ丁寧に対応すること。
- (3) 言語態度、服装等に配意し、適切な市民応接に努めること。
- (4) 秘密を厳守し、相談者及び関係者のプライバシーの保護に十分配意すること。
- (5) 取扱い事案については、常に警察官、少年補導職員及び少年相談専門職員との緊密な連携に努めること。
- (6) 勤務中は、常に「身分証明書」（別記様式第1号）を携帯し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示すること。

7 報告

アドバイザーは、勤務時間中の取扱い事案について「勤務日誌」（別記様式第2号）に記載し、所属の長に報告するものとする。

附 則（平成 19 年 12 月 20 日付け少第 770 号）

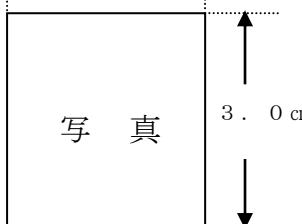
この要綱は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け務第 291 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【別記様式省略】

別記様式第1号

第 号				
少年相談アドバイザーの証				
 写 真		氏名	年 月 日 生	
			年 月 日	交付
岐阜県警察本部長				印
9 . 5 cm				

別記様式第2号

勤務日誌

課長 (署長)	次席 (副署長)	刑事官	課長補佐 (課長)	係長	主任	係	担当者

年 月 日 (曜日)		天候		
指示事項			勤務員	
時間	活動内容			
	<hr/>			
	備考			